

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年2月28日から同年3月29日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、83件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年2月28日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の命令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 83件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	80件
電子メール	3件
郵送	0件

〈 凡 例 〉

- 法 則 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をいう。
- 規 則 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）をいう。
- 新 規 則 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則をいう。
- 非居住外国人等 : 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者又は同法第17条第3号に規定する国外転出者をいう。
- 外 国 法 人 : 外国に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
関係

(1) 命令案全般について

標記の件については、

- マイナンバーカードを持っていない人への対応として、住民票の写し等の書類の原本を送付する方法を改正後も残すこととしているが、これでは一本化とは言えないのではないか

といった御意見がありました。

本改正後は、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが低い方法により本人特定事項の確認を行うことが原則となりますが、ICチップ付きの本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な方法を確保するため、一定の補完措置を存置することは必要であると考えています。

また、

- 運転免許証にもICチップが組み込まれており、それを利用すれば本人確認はできるはずなので、マイナンバーカードを利用する本人確認方法に一本化するのはやめてほしい

といった御意見がありました。

本改正後も、マイナンバーカードの公的個人認証を利用する方法だけでなく、ICチップ付きの本人確認書類（運転免許証等）のICチップ情報の送信を受けるなど、なりすまし等のリスクが低い方法については、引き続き存置することとしています。

(2) 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法について

標記の件については、

- 預貯金口座の顧客管理上、口座開設時の顧客等の容貌の画像情報は必要不可欠であることから、規則第6条第1項第1号ホに掲げる顧客等の容貌及び本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法の廃止に反対する

といった御意見がありました。

規則第6条第1項第1号ホに掲げる方法については、本人確認書類の画像情報の送信を受ける点で、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが高いと考えられることから、原案のとおり廃止することとします。

なお、引き続き存置することとしている同号へに掲げる方法においては、顧客等の容貌の画像情報の送信を受けることができるほか、顧客等に対して、法令の範囲内において追加で容貌の画像情報の送信を求めることを妨げるものではありません。

また、

- 取引の相手方が成年後見人や15歳未満の者、業域信用組合の組合員であ

る場合については、規則第6条第1項第1号りに掲げる本人確認書類の写しの送付を受ける方法を引き続き許容してほしいといった御意見がありました。

規則第6条第1項第1号りに掲げる方法については、取引の相手方が御指摘のような者である場合であっても、本人確認書類の写しの送付を受ける点で、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが低いとはいえないことから、原案のとおり廃止することとします。

**(3) 法人である顧客等の本人特定事項の確認方法について**

標記の件については、

- 外国政府が管理・運営する登記情報サイトを活用する法人の本人特定事項の確認方法について、検討してほしい

といった御意見がありました。

外国における登記情報サービス等の利用については、特定事業者の業務の実態、当該サービスの信頼性等を踏まえつつ、今後検討してまいります。

**(4) 補完書類について**

標記の件については、

- 新規則第6条第2項に基づく補完書類の送付について、原本に限定しないでほしい

といった御意見がありました。

規則第6条第2項により補完書類の写しの送付を受ける場合については、補完書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクが高いと考えられることから、新規則第6条第2項においては、原案のとおり、原則として補完書類の原本のみ利用を認めることとします。

また、

- 公共料金の領収証書に関し、外国の民間企業が発行するものや、領収証書に準ずるものとして「請求書」、「支払証明書」についても適格と認めてほしい

といった御意見がありました。

外国の民間企業が発行する公共料金の領収証書については、その発行主体が日本国政府の承認した外国政府等ではないことから、特定事業者がその真正性を確実に判断することは困難であると考えられ、これを補完書類として認めることは困難であると考えています。

また、公共料金の支払事実が確認できることにより居住実態が確実に裏付けられる公共料金の領収証書については補完書類として認めているところ、公共料金の請求書については、居住実態が確実に裏付けられる書類とは言えないことから、これを補完書類として認めることは困難であると考えています。

他方、公共料金の「支払証明書」については、その内容が必ずしも明らかではありませんが、公共料金の支払事実が確認できることにより居住実態が確実に裏付けられるのであれば、事実上の領収証書として、補完書類として取り扱っても差し支えありません。

**(5) 代表者等の本人特定事項の確認方法について**

標記の件については、

- 新規則第12条第2項については、国内法人ではなく外国法人の代表者等でなければ適用できないこととされているが、例えば、外国法人が日本に法人を設立した上で特定事業者と取引を行う際についても、当該法人の代表者等が非居住外国人等である場合があることから、国内法人・外国法人問わず、法人の代表者等が非居住外国人等であれば、同項の適用を認めてほしい

といった御意見がありました。

御意見を踏まえ、外国法人以外の代表者等であっても、当該代表者等が非居住外国人等である場合には同項の適用が可能となるよう、新規則を修正します。

#### (6) 施行期日について

標記の件については、

- 現下の金融犯罪の状況等を踏まえると、可能な限り早期に対応すべきではないか
- 公布から施行までの2年弱で全ての特定事業者が改正に対応するのは実質的に不可能だと推測しているが、後ろ倒しにすべきではないか

といった御意見がありました。

近年のマネー・ローンダリング等の犯罪情勢を踏まえると、可能な限り早期に対応する必要がある一方、本改正を受けて、特定事業者において、本人特定事項の確認方法に係るシステムの改修、部内の規定やマニュアルの整備等の準備が必要であることから、施行期日については、原案のとおり、公布から一定期間が経過した令和9年4月1日とすることとします。

#### (7) その他

上記のほか、

- 改正後も引き続き認められる非電子的な確認方法について、金融機関の判断でこれを認めない扱いをしないよう、金融機関に周知徹底してほしいといった御意見がありました。

特定事業者の判断により、顧客等の本人特定事項の確認方法をその一部の方法に指定することは許容されると考えていますが、いずれにせよ、本改正後も法の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、関係省庁と連携しながら、金融機関をはじめとする特定事業者に対し、本改正の内容について周知を図ってまいります。

## 2 その他

本改正に対する直接の御意見ではありませんが、

- 対面でも、ICチップの読み取りを必須とすべき
  - 対面でも、ICチップの読み取り以外の非電子的な確認方法を認めるべき
- といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

## 修正点について

### 1 主な修正点

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について、以下のとおり修正しました。

意見募集時の案	修正後
<p><b>【新規則第12条第2項】</b> 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等との取引を行うに際しては、 (後略)</p>	<p><b>【新規則第12条第2項】</b> 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、(後略)</p> <div data-bbox="839 757 1362 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>御意見を踏まえ、外国法人以外の代表者等であっても、当該代表者等が非居住外国人等である場合には同項の適用が可能となるよう、新規則を修正します。</p> </div>

### 2 その他

他の規則改正に伴い、一部の条文を修正しました。